

平成28年度第5回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成28年8月10日(水) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2.3会議室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄
会長職務代理者 25番 田中 洋司
委員 1番 竹内 明子 2番 岡田 孝明
3番 多内 茂 4番 横山 和男
5番 岡本 達真 6番 勝原貴美恵
7番 宮本彰太郎 8番 東口 守夫
11番 橋本金次郎 12番 木下祐一郎
13番 山崎 儀章 14番 岩見 正明
15番 古井 淳二 16番 田中 正則
18番 谷口與理幸 19番 木原君太郎
20番 有岡 正裕 21番 安藤 博子
22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 1名 24番 田中喜一郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 15番 古井 淳二 16番 田中 正則
第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
について
公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告につ
いて
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
第4 議案第2号 農地転用事業計画変更申請について
第5 議案第3号 非農地証明について
第6 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について
第8 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下 真一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局

本日の欠席者は、1名です。

出席者数21名です。定足数に達していますので、平成28年度第5回八頭町農業委員会を始めたいと思います。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、15番古井 淳二委員、16番 田中 正則委員にお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが、私からはありません。

委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局でお願いします。

事務局

それでは、報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は6件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について。2件の該当事業がありました。県、町との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長、町上下水道課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして質問意見はありますか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議を行います。受付番号8-1について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件。

受付番号8-1について説明します。

土地の所在地 船岡殿地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田

面積 398 m²。

売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという
ことで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地、4,538 m²の内 4,031 m²は八頭船岡農場へ貸付けされていますが、貸付農地は適切に耕作されていますので、全部効率利用要件には勘案しないものとします。自作地についてはすべて耕作されております。今回取得する農地についても効率的に利用されるものと認められます。

なお、譲り受けた農地は、自身が組合員となっている農地所有適格法人八頭船岡農場へ貸し出すとのことです。

農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであります。申請人は保有農地 4,538 m²の内 4,031 m²を八頭船岡農場へ貸付けており、経営面積は借入地を合わせて 1,066 m²となっておりませんが、法人の組合員で、譲り受ける農地をその農地所有適格法人に貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるということは農業会議に確認しておりますので問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、18番谷口委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

谷口委員 譲受人宅の道を挟んで前の農地になります。以前から売買の話はあったようで、今回話がまとまり成立したとのことです。問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 9-2 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 9-2 について説明します。</p> <p>土地の所在地 下野地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 513 m²です。</p> <p>売買による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという ことで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、41 アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号 (農地所有適格法人要件) 同第3号 (信託の引受けの禁止) 及び同第6号 (転貸または質入れの禁止) については、審査対象外です。</p>
議長 (会長)	この件につきましては、21 番安藤委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
安藤委員	譲受人所有地の隣の農地になります。譲渡人の父親が亡くなられて耕作が難しくなってから、譲受人が手伝われていたのですが、譲渡人がもう耕作できなくなった為、譲受人が購入されて耕作されていくとのことです。今までもきちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。
議長 (会長)	この件につきましては、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。 続きまして、日程第4 議案第2号 農地転用事業計画変更申請承認について審議を行います。受付番号1-1について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地転用事業計画変更申請審議の件。 農地法及び同法施行令の規定により、承認申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号1-1について説明します。 土地の所在地 橋本地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 1,252㎡です。 工事用車両駐車場、残土置場を目的とした一時転用でしたが恒久転用への変更です。 場所は、議案書3ページから5ページに図面を付けています。 昨年10月委員会で審議し、月末に県許可となった案件です。当初計画では、農家レストラン新築用の工事車両駐車場、残土資材置場として平成27年10月30日から平成28年3月31日までの一時転用でしたが、その後、平成27年11月に地域再生法に基づく地域再生計画が国認定され、地域農林水産業振興施設整備計画の県同意が得られたことで、農家レストラン用駐車場への転用が可能となりました。それによりレストラン用駐車場に整備し永年利用していくとのことです。
議長 (会長)	この件につきましては、21番安藤委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
安藤委員	事務局で説明のあったとおりです。マイクロバス、大型バスの駐車場として利用されます。問題ないと考えます。
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで受付番号1-1について申請どおり決定いたします。
 以上で議案第2号 農地転用事業計画変更申請の審議を終わります。
 続きまして、日程第5 議案第3号 非農地証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号 非農地証明について
 農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号7-1について説明します。
 土地の所在地 郡家殿地内3筆 台帳地目 すべて畑 現況地目 すべて原野 面積717㎡、24㎡、773㎡ 合計1,514㎡ です。
 場所につきましては、議案書7ページから10ページに図面を付けています。
 理由につきましては、平成元年月日不詳より耕作しておらず、現在は原野となっているとのことです。
 この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっています。
 現地へ行くことは危険と判断し、宮本委員、岡本委員、横山委員には、航空写真で確認をお願いしました。

議長（会長） この件につきましては、事前調査を7番宮本委員をお願いしていますので報告をお願いします。

宮本委員 申請地近辺は、集落に土砂が流入しないように砂防堰堤工事に今年から取りかかる地域です。申請地は長年耕作されておらず荒廃していますので、非農地で問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで受付番号7-1について申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして受付番号8-2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号8-2について説明します。</p> <p>土地の所在地 船岡殿地内 1 筆 登記地目 畑 現況地目 原野 面積 816 m²です。</p> <p>場所につきましては、議案書の 7, 11, 12 ページに図面を付けています。</p> <p>理由につきましては、平成 6 年月日不詳から耕作しておらず、現在は原野となっているとのことです。</p> <p>この農地は、農振農用地区域外の第 2 種農地であり、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっています。</p> <p>現地へ行くことは危険と判断し、谷口委員、安藤委員、田中洋司委員には、航空写真で確認をお願いしました。</p>
議長 (会長)	<p>この件につきましては、18 番谷口委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
谷口委員	<p>ここは、農地パトロールで荒廃農地 B 分類になるような場所です。これ以上奥には入れないですし、とても耕作できるような場所ではありません。非農地で問題ないと考えます。</p>
議長 (会長)	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	<p>意見が無いようですので、受付番号 8-2 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、受付番号 8-2 について申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして受付番号 9-3 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 9-3 について説明します。</p> <p>土地の所在地 日田地内 1 筆 登記地目 田 現況地目 雑種地</p>

面積 5.08 m²。

日田地内 2 筆 2 筆とも登記地目 畑 現況地目 原野 面積 439 m²と 6.27 m²。

場所につきましては、議案書の 7, 13, 14, 15 ページに図面を付けています。

理由につきましては、1 筆については平成元年月日不詳から耕作しておらず、現在は田への進入路の一部となっていますし、2 筆については平成元年月日不詳から耕作しておらず、現在は原野となっています。

この農地は、農振農用地区域外の第 2 種農地であり、転用の事実行為から 20 年以上経過していますし、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっています。

最初の 1 筆については現地確認を会長と、岡田委員、竹内委員にお願いしましたし、残り 2 筆の農地については現地へ行くことは危険と判断し、航空写真で確認をお願いしました。

議長（会長） この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告をします。

2 筆は山中にあり現地へ行くことが困難な農地ですし、1 筆は民家と民家の間にある畑へ行くための進入路の一部になっています。どちらも非農地で問題ないと考えます

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、受付番号 9-3 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 9-3 について申請どおり決定いたします。

以上で議案第 3 号 非農地証明について審議を終わります。

続きまして日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について八頭町長から平成 28 年 7 月 27 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の 16 ページから 20 ページをご覧ください。

今月はすべて通常の利用権設定で新規 7 件です。面積は、田 14,654 m² 畑 16,515.28 m² 合計 31,169.28 m²です。

7 件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長） 受付番号 111-1 から 117-7 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） 質問・意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 111-1 から 117-7 について申請どおり決定します。

以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。

続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について説明をします。

八頭町長より平成 28 年 7 月 28 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 19-1 から 28-10 について説明します。

整理番号 19-1 から 24-6 については、平成 28 年 9 月 30 日まで新規就農者 1 名へ配分されて水稲を耕作されていますが、収穫後は若手就農者グループで玉ねぎを耕作していきたいということで、3 筆 2,930 m²を新規就農者 1 名へ、2 筆 5,218 m²はそのまま現耕作者へ、1 筆 2,568 m²は新規就農者 1 名へ配分するものです。

また、整理番号 25-7 から 28-10 につきましても、現在は農事組合法人へ配分されている農地ですが、若手新規就農者へ協力されるということで現在の契約を解約され、1 筆 2,993 m²、1 筆 1,443 m²、2 筆 5,789 m²をそれぞれ新規就農者 3 名へ配分するものです。

議長（会長） この件につきまして、質問意見ありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、案どおり承認いたします。
以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。
続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●農地パトロール・遊休農地判断について
●中間管理機構の評価結果について
●別段面積見直し検討について
●7月審議の転用案件について
5条申請6件は7月26日付けで許可
●視察研修旅費精算について
●次回 委員会は、9月12日（月）午後1時30分から八東庁舎2階第1会議室で行います。
以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第5回農業委員会を終了します。
終了（14時40分）